

令和二年六月二十六日受領
答弁第二六〇号

内閣衆質二〇一第二六〇号

令和二年六月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員櫻井周君提出新型コロナウイルス感染症による医療機関の財務状況悪化に対して、医療機関の資金繰りの見通しが立つようにするための政府の医療機関への財務支援の枠組みを示す必要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出新型コロナウイルス感染症による医療機関の財務状況悪化に対して、医療機関の資金繰りの見通しが立つようにするための政府の医療機関への財務支援の枠組みを示す必要性に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「前年実績比の減収分の補填」及び「感染症拡大などの緊急時における医療機関が資金繰りと財務状況の見通しをもって経営に当たれるようにするための新たな財務的支援制度」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、政府としては、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その十九）」（令和二年五月二十六日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）等による診療報酬の引上げに加え、令和二年度一般会計補正予算（第二号）において、新型コロナウイルス感染症の患者を重点的に受け入れる医療機関における病床の確保に対する支援、新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者の治療を行う救急医療機関等における院内感染防止対策に対する支援、独立行政法人福祉医療機構が行う融資における無利子、無担保等の優遇措置の拡充等の措置を講じているところであり、引き続き、地域医療が継続的に提供される体制の確保に万全を期してまいりたい

い。